

私は、強制出向に 同意出来ないぞ！！

会社は、11月15日業務指示を発して東海労組合員に対して新たな出向会社（株式会社エム・ティ）の就労条件を明示しました。

組合員は、10月1日に予定されていた強制出向発令、スリーエスの事前通知予定日に突然、会社から「10月1日の発令は取り止め」と通告されました。

しかし、未だに出向発令取り止め理由及び、謝罪がされていないばかりか、スリーエスで実施された健康診断の個人情報も返還されていません。こうした状況下、新たな出向会社の就労条件の明示を「はい！分かりました。ありがとうございます。」と、同意する事は出来ません。

以下、《組合員の強制出向拒否理由》です！

- ①私は、出向に同意をしていない。
- ②私は、JR東海労関西地本の執行委員をしている。労働組合活動を妨害・弱体化する目的で労組役員を対象にした不当労働行為（労働組合法第7条）にあたる出向である。
- ③私は、JR東海会社を相手取り【損害賠償請求事件】（令和3年（ワ）第4740）の原告です。又、令和3年11月9日付けで淀川労働基準監督署に対して労基法違反是正を求めて【情報提供】を提出した通報者である。公益通報者保護法に抵触する報復である。
- ④私が所属するJR東海労と、JR東海会社との労働協約は労使関係部分のみの締結である。

よって、就業規則をたてに出向発令するには、本人の同意が必要になります。

本人の意向に関係なく、力づくで、権力によって無理に強制出向させる会社では、社員の将来は真っ暗です！

だから、東海労はあらゆる手段を講じて闘います！！